

お知らせ

高麗博物館へのご寄付が非課税に

国税庁の「認定」をいただき2009年1月1日より、高麗博物館へのご寄付と会費の一部(後述)が非課税扱いになりました。当館が「認定」をいただいたということは、長年にわたり活動を活発に行い、健全な財務体質を維持してきたからこそであり、皆様の変わらぬご支援の賜物と深く感謝いたします。

認定内容および効果

1. 認定を受けた期間 即ち、寄付金控除の適用期間

1度の更新を経て、現在は2015年12月31日までの認可をいただいています。

2. 対象となる寄付金

(1) 寄付金 通常のご寄付のほか夏季および年末募金

(2) 賛助会員のみなさまの会費

館の定款第2章会員第6条に規定されている会員の内、**税法上では**、賛助会員は社員とされないため、その会費は、寄付金と認識される。

社員である正社員・維持会員と賛助会員の違いは、総会への出席義務に伴う議決権の有無にありましたが、認定NPO法人になったことにより、税法上において違いが出ました。賛助会員のみなさまの会費は、寄付金控除対象で非課税となるのに対し、社員の皆様の会費は、課税対象として従来と変わらぬ取り扱いとなります。

3. 税務上の計算

(1) 個人でご寄付をされた場合

高麗博物館への暦年ベースの1年間のご寄付および賛助会員の方は、会費を含めた合計額から5,000円を差引いた金額が、特定寄付金として年間総所得金額から控除できます。この結果、課税所得額が少なくなります。他の認定法人へのご寄付があれば、高麗博物館の分に合算できます。ただし、控除できる金額の上限は、ご寄付される方の総所得金額の合計額の40パーセント相当額から5,000円を控除した金額です。

(2) 法人でご寄付をされた場合

一般の寄付金の損金算入限度額とは別に特定公益増進法人に対する寄付金の額と合わせて損金算入限度額の範囲内で損金算入することが出来ます。

(3) 相続または遺贈によりご寄付をされた場合

省略 個別にご相談させていただきます。

4. 領収証の発行

ご寄付を頂いた都度、領収証を発行させていただきます。領収証は、税務申告の際資料として提出が、求められますので大切に保管下さい。

ご不明の点につきましては、事務局 Tel(03)5272-3510までお問い合わせ下さい。